

平成 29 年度 事業計画

東京湾水先区水先人会

I. 平成 29 年度の事業計画を策定するに当たり、先ず当会を取り巻く諸情勢について概観し、会員各位と認識を共有することとしたい。

1. 内海水先区の民事控訴審の判決について

平成 21 年 7 月に内海水先区（播磨灘鹿ノ瀬）で発生した乗揚げ事故については、被告水先人に重過失が認められるとした神戸地方裁判所の判決（賠償金額 1 億 9,266 万円余）を不服として平成 27 年 9 月に大阪高裁に控訴していたが、昨年 10 月 14 日、「一審判決を覆す内容 [重過失を否定] の判決」が出された。判決では水先業務の公益性、業務遂行の実態及び責任制度のあり方を十分に理解した判断がなされ、更には「高い公共性を有する水先人については高額な賠償責任から保護するために何らかの制度を備える必要がある」と判示され、水先人個人の責任問題について一石を投じた内容になっている。然し乍ら、原告（韓進海運）がこれを不服として上告する等、今後も様々な考え方に基づく係争が惹起される恐れも拭え切れていない状況である。水先人の責任の制限については、国の検討会（水先人の人材確保・育成に関する検討会）の場で、本年 6 月まで議論を重ねていく予定である。

2. 韓進海運の会社更生手続きについて

昨年 8 月 31 日、韓国最大手の海運会社である韓進海運がソウル中央地方法院に回生手続きの開始申請を行い、同日、保全命令（資産処分及び弁済の禁止）と包括的禁止命令（債権者による強制処分の禁止）が下された。当会の韓進海運への未収水先料は、最終的に、昨年 7 月、8 月分の合計で 13,551,363 円であり、債権の届出期限である昨年 10 月 25 日にソウル中央地方法院に対し、未収水先料に関する申告書、証書等の必要書類の送付を行った。その後、回生手続管理人から、利害関係者集会の日程変更（2 か月半先送りされ本年 3 月 31 日 14 : 00 となった）情報を入手しているものの情報量が極めて少なく、現地の動静を掴みにくい状況が尚続いている。今年になって、同社の再生手続きが打ち切られ、清算に移ることが本年 2 月 3 日に新聞報道された。現在のところ、6 月 1 日には債権者集会が行われる予定になっているが、今後の清算手続きの動向

を引き続き注視していくこととする。

3. 横浜区の強制水先緩和のその後について

昨年2月22日に開催の第5回「横浜港における強制水先対象船舶の範囲の見直しに係る航行安全対策協議会」及び10月12日付けの緩和後一年の状況報告では、水先側で指摘する事項はあるものの、「関係者の安全対策への取り組みにより、事故もなく、重大なインシデントも発生せず、概ね良好に推移していることが確認された。」と結論付けていたが、その後、ノーパイロット船の突風によるガントリークレーンへの接触事故や岸壁接触事故が相次いで発生したことから、横浜市港湾局は、「横浜港入出港の手引き」の一部を改訂し、最新の気象情報の把握とタグボートの要請を適切に行うよう追記する対応を取っている。いずれにしても我々としては、貰い事故を発生させないようノーパイ船の動向には引き続き十分注意していく必要がある。

4. 川崎区の強制水先に関する検討について

昨年の3月1日に開催された国交省主催の第7回「横浜川崎区の強制水先に関する検討会」において、川崎市から国に対し、「首都圏に立地する極めて重要な港湾であり、万一海難事故が発生すると、京浜臨海部の工場操業に影響するだけでなく、首都圏の経済活動や市民生活に多大な影響を及ぼすものと考えられるので、航行安全の確保がより重要と考えている。様々な要素について検討して欲しい」との要望がなされたがそれ以後具体的な動きはない。今後具体的な動きがあれば、対象水域に精通する技術者集団として、京浜運河とそれに接続する枝運河も含めた水域における全船舶の安全運航に資する情報を発信する役割を果たさなければならない。

5. 東京湾の管制の一元化について

海上保安庁及び第三管区海上保安本部を中心とした東京湾の管制の一元化に向けたハード・ソフト両面での準備作業は、概ね予定通り進行しており、平成30年1月1日よりの暫定運用の開始、同年2月上旬頃からの本格運用の開始が予定されている。港内・湾内両方の管制を行う管制官の人数も120名程度に大幅増員され、東京湾を北部／中部／湾口の三海域に区分して監視・管制を行うことになっている。本年年央あたりから関係者を招集した安全協議会的な組織が立ち上がるといわれているが、画面監視による管制が主体となる新しい体制のなかで、現場にいる

水先人と管制センター内にいる管制官の関わりが従前にも増して重要なポイントになることが予想される。この意味からも当会としては協力を惜しまず、上記協議会においても現場を預る技術者集団として積極的に発言・提言しながら、一元的管制を実効性のあるシステムに仕上げるべく、強力にサポートしていく必要がある。

6. 水先人の後継者不足について

水先人の後継者不足は依然として深刻な状況である。連合会がここ数年の実数を踏まえ、再度、水先人の廃業・入会予測数を再計算した結果、今の状況が続くと、平成35年~36年頃には全国の水先人数は底を尽き、現在の670人から600人を切るまでに減少すると見込まれている。当会についても、同様の傾向であり、平成35年頃には、各級合計で、現状より約25人減の156人程度まで減少すると予測している。

北海道地区については、近隣水先人会間の相互支援という形で効果を挙げてはいるが、専属水先人の人数が少ない中小水先区においては尚、深刻な問題である。大手水先区の水先人が2枚目の水先免許を取った後、派遣支援されるケースが、平成29年度以降3年間で38名と予測されている。当会は東京湾以北の太平洋岸に位置する10の水先区の中核体として、これまでに都合3回（昨年12月8日／本年1月12日及び3月2日⇒3月5日）、釜石水先区に堀家勝水先人を派遣した。

派遣される水先人に対しては、連合会から業務補償費が支給されるが、前述の通り派遣支援される水先人の員数が増加傾向にあり、連合会がこれまで実施してきた水先業務対策特別会計からの支出による措置をもってしても、平成29年度以降は、早晩、手詰まりとなることから、三年間の時限措置としてその費用1.9億円の会費負担を各水先人会に求めることとした。このため国交省は、各水先人会が水先人会会費の上昇分を水先料上限の自動認可に係る大臣公示額に反映させるべく、昨年12月21日付けで公示した。本年4月1日からの適用に向け、既に会員全員が個人による申請を済ませた。

7. 海技大／水先教育センターの体制について

従来三か所で実施されていた水先免状更新講習が、本年度から海技大（水先教育センター）一か所に集約して実施されることになったため、教育センター講師の更新講習関連の業務の増加を見込み、センター長を入れた講師8人の現行体制を当面維持することとした。また、従来、各水先人会から派遣される講師の派遣期間は原則6ヶ月としていたが、

講師の体制維持に呼応して派遣期間を原則1年とすることとした。当会は、常時2名の講師を派遣することになっており、本年4月には松田伸一水先人（本人了解のもと派遣期間を1年延長する予定である。）、又、昨年9月31日より派遣中であった井上好雄水先人の急逝により、急遽、筒井哲水先人を交代として本年4月1日付けで派遣した。

8. 湾内諸港に入出港する船舶の大型化について

ここ数年、湾内各港に入出港する船舶は、その船種を問わず、一様に大型化してきている。これ等船舶の水先引受については、安全対策協議会、船社・代理店、保安部等の関係部署との協議・検討を経て対応をしているが、整備の遅れた港湾施設の下で、水先人会として苦しい対応を迫られているというのが実情である。特に横浜川崎国際港湾株式会社の設立以来、他港にはない大水深バースを売り物に同社は、大型コンテナ船の南本牧への誘致を積極的に展開している。具体的には現在、マースクラインのトリプルE型（LOA:400m/B:59.m/18,000TEU）の受入れ条件について、同社企画部担当者を交え、操船シミュレーター実験を含めた調査検討作業（実際の寄港時期は未定）を実施中である。この他、横浜本牧D4へのCMA CGM北米航路（LOA:350m/B:42.8 m）や東京港の既存及び新外貿コンテナふ頭等大型コンテナ船の案件が目白押しである。

今後とも入出港船舶の大型化が避けられない状況下、当会としては、安全運航を確保する技術的観点から、フェンダーの強度維持や接岸速度計の設置などの物理的な対応を強く要望していくとともに、現状以上の大型化については、何らかの受入れの上限設定、或いは制限を設けざるを得ないケースもありうると考えている。

9. 次世代球形タンク方式LNG船の登場について

15.5万 m^3 型さやえんどうと呼ばれるモス型連続カバー方式のLNG船が米国ルイジアナ州からシェールガス由来のLNGを積載し、本年1月に上越市の中部電力上越火力発電所に入港した。その第二船が、同年1月15/16日に東京電力富津火力発電所に入港した。

さやえんどうより更に大型の18万 m^3 型さやりんごと呼ばれるモス型連続カバー方式LNG船（二軸二舵船）についても、東京湾内の入出港検討業務として、富津、袖ヶ浦及び根岸の受入れ基地における導入に係る同船の船舶航行の安全性についての操船シミュレーター実験を当会のシ

ミュレーターを使って、本年2月1日及び9日に実施した。特に、さやりんごの風圧力は、60度方向から風を受ける場合に従来型の17万m³型に対して満載状態で約22%大きい特性があり、当会で実施したシミュレーター実験の結果を含め、JERA及び日本海洋科学から報告書が提出される予定である。

10. 平成29年度当会水先人の人員構成について

3月1日現在の当会の在籍会員総数は184名であり、その内訳は一級水先人151名、二級水先人18名及び三級水先人15名である。平成28年度に進級、入会予定の水先人は次の通りである。

- (1) 本年3月1日付けで一級水先人10期生6名が入会した。
- (2) 本年6月に新規二級水先人3期生1名が入会予定である。
- (3) 本年6月頃に、進級二級水先人3期生4名が実職を執る予定である。
- (4) 今年度は三級水先人の入会は予定されていない。

II. 平成29年度の重点目標

上述した水先業界の置かれた現況を踏まえ、かつ、水先制度の目的である「船舶交通の安全を図り、併せて船舶の運航効率の増進に資する」という原点に立ち返り、平成29年度の重点目標を次の通りとする。

1. 水先利用者に対し、水先業務の安定した供給を確保すること

会員各位は「水先利用者に対する水先業務の安定した提供に齟齬を来たしてはならない。」という水先業務の基本的理念を良く理解しなければならない。

本年1月1日よりその運用を開始した新しい就業表、水先人就業基準及び配乗マニュアル等に従って日常の業務を遂行し、水先利用者に対して水先業務の安定的な供給を確保しなければならない。就業形態の如何に拘らず日々の業務を通して時々不平・不満は出てくるものと思われるが、大切なことは、「木を見て森を見ず」的状況になることなく、東京湾内の嚮導作業は、各水先人が一致協力して、全員で遂行するという一体感を持つことが極めて重要である。会員各位が既に感じているように、日常我々が接する外部関係者は、プロとしての技術水準に対し、従前以上に厳しい目を向けており、常に彼らに満足いただける嚮導業務を提供できるよう平素から自らの技能を日々向上・維持していかなくてはならない。

2. 船舶の航行及び港内業務の安全を確保すること

平成23年から開始された通し業務はその後実績を積み重ね、平成27年度の実績では水先隻数に対する通し業務の実績が約94%となり、既に日々の作業として一般化しつつある。こうした新しい就労形態では、分業時代に比べて精神的・肉体的な負担の増加や航行業務と港内業務双方の就業機会が半減する結果となり、分業時代の技術レベルの極端な低下をきたさないような取組みが重要な課題になりつつある。

昨年より当会では、教育訓練センターを中心に技術研修内容の見直しを行い、従来の質疑応答形式の研修に加え、講義と操船シミュレーター訓練を組み合わせた新規の技術研修を導入し、その継続的な開催によって経験不足からくる技術の低下を少しでも補う対策をとっているが、個々の水先人においても、積極的に航行業務執務要領、港内業務参考資料及び本年1月に改訂した着離棧操船参考資料等を研究し、常に安全で効率的な船舶運航の技術を向上させる努力と姿勢を持たなければならない。

3. 安全運航の維持・増進を図る為の運動を推進すること

上記2.のような状況の中、昨年夏以降のニアミス及び事故の多発は、本年に入っても沈静化の気配を見せず、大事故に繋がる蓋然性の高いトラブルの連鎖が止まらない状況である。我が国を代表する水先区たる当会のこうした危機的状況に対し、第3管区海上保安本部、横浜海上保安部所属の海上保安官、管制官は一段と厳しい目で我々の水先業務の実態を注視しており、加えて関東運輸局、運輸安全委員会及び海難審判所等についても、事故防止の観点から、当会の会員への指導・監督の実効性に対し不信感を抱きつつある現状を全ての会員一人一人が意識して行動しなければならない。

こうした会の実態を真摯に反省し、来年度は、下記4.の会則の実効性の強化策と併せ、以下の4つをテーマに、再度原点に戻った「ゼロトラブル、ゼロ海難」活動を推進することとしたい。

- 1) 各種標準操船要領を十分且つ合理的に活用し、特に、適切な速力の維持に留意した入出港計画を立案すること。
- 2) 海上交通安全法上の航路及び港内にあっては、管制官との通信体制を維持し、常に、情報の入手と相互連絡に努めること。
- 3) 着岸操船にあたっては、2B 平行停止及び定められた着岸速度を順守すること。
- 4) 海上保安部等からの外部講師による安全講習会を実施すること

4. 会則の実効性の強化を図ること

国の検討会である『水先人の人材確保・育成等に関する検討会』の昨年6月の取りまとめでは、連合会から、船社側の懸念材料としてある安全性が損なわれる水先業務や水先人の品位保持への危惧等の問題に対処する方策として水先人会の会則を改訂して水先人会会長の処分権限を強化し、その実効性を確保する旨の提案がされた。既に連合会からは改正案を盛り込んだ標準会則案等が提示されていることから、当会にあっても、今後、現行の関連規則・規定等との整合性を確認した上、平成29年度の早い時期を目途に、国交省への届出を含め、現行会則及び会則施行規則の改訂手続きを進めることにより、水先人会自治の保持をより確かなものにしていくこととしたい。

5. 新人水先人の養成教育を充実し、確実に実行すること

昨年新入水先人の実務研修に係る規定を実情に合わせて整理したので今年度以降、新しい各規定に基づき新養成制度による実務修習（水先区個別教育）と入会後の実船研修（共同操船）を実施していく。また、これと併行して、当会の実情を踏まえ整理・設定した新入水先人のキャリアパスプランに基づき、新入水先人の上級職へのステップアップ、養成を確実に実施していくこととする。

今年度については、三級水先人の入会が予定されていないため実務修習と実船研修に当たっての各等級間の乗船対象船舶が競合する状況は若干解消される見込みであるが、引き続き、予定された隻数を確保するための対策を図っていくこととする。

Ⅲ. 各事業

会則第4条に定める当会の事業に関し、具体的に実施する内容は次の通りである。

1. 会員の品位保持に関する諸施策の実施

- (1) 連合会の実施する研修の受講
- (2) 会員の継続的かつ定期的健康管理の実施
- (3) 綱紀委員会の開催
- (4) 事故防止対策委員会の開催
- (5) ISO 管理委員会の定期的な開催及び ISO 品質管理システムの運用

2. 合同事務所の設置及び運営に関する事務の実施
 - (1) 料金請求收受業務、会員の行う水先の引受及び配乗等のオペレーション業務の効率的運用
 - (2) 上記を実施するための水先業務システムの改善・維持
 - (3) 財務諸表の公認会計士による監査及び情報公開基準に従った情報公開
 - (4) 個人情報保護方針に基づく水先人、職員の保有、収集情報の保護と情報管理の確実な履行
 - (5) 業務運営協議会の定期的開催
 - (6) ユーザー対応窓口等を活用したユーザーからの意見の吸い上げ及びユーザー対応委員会の定期的開催
 - (7) 総会、理事会、総務委員会、業務委員会、財務委員会及び海務委員会の定期的開催、定例会及び各種説明会の適宜開催

3. 水先人の養成に関し必要な事務の実施
 - (1) 新入会員（一級水先人/二級水先人/三級水先人）及び進級水先人（二級進級水先人）に対する実務研修の実施
 - (2) 水先修業生（一級水先修業生/二級水先修業生/三級水先修業生）及び進級水先人（二級進級修業生）に対する水先実務修習の実施
 - (3) 教育センターにおける教育訓練計画の立案及びその推進
 - (4) 会員に対する技術研修の実施
 - (5) 操船シミュレーターの活用による会員の操船技術の向上と技術の伝承

4. 本会及び会員の業務に関し、日本水先人会連合会及び官公署等との連絡協議
 - (1) 日本水先人会連合会の要請による理事、その他の役員及び委員等の派遣
 - (2) 各外郭団体に対する理事、その他の役員及び委員等の派遣

以 上